

電子署名に関する共同体内フレームワークに係る欧洲議会及び評議会指令 <仮訳>
DIRECTIVE 1999/93/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 13 December 1999
on a Community framework for electronic signatures

2000年4月25日(火)

東京大学社会情報研究所 須藤修

Whereas : 前文.....	165
第1条 Scope : 範囲	167
第2条 Definition : 定義	168
第3条 Market Access : 市場アクセス	168
第4条 Internal market principles : 域内市場原則	169
第5条 Legal effects of electronic signatures : 電子署名の法的効果	169
第6条 Liability : 責任	170
第7条 International aspect : 国際的アスペクト	170
第8条 Data protection : データ保護	171
第9条 Committee : 委員会	171
第10条 Tasks of the committee : 委員会の任務	171
第11条 Notification : 通知	171
第12条 Review : レビュー	172
第13条 Implementation : 立法措置	172
第14条 Entry into force : 施行	172
第15条 Addressees : 対象	172
補論 I : 高品質証明書の充たすべき要件 : requirements for qualified certificates	172
補論 II : 高品質証明書を発行する認証機関の充たすべき要件 : Requirements for certification-service-providers issuing qualified certificates	173
補論 III : 安全な署名作成機器の充たすべき要件 : Requirements for secure signature-creation devices	174
補論 IV : 安全な署名照合の充たすべき要件 : Requirements for secure signature verification	174

Whereas: 前文

- (1) 1997年4月16日に、欧州協議会(the Commission)は、欧州議会及び同評議会(the European Parliament and Council)、経済社会委員会(the Economic and Social Committee)及び地域委員会(the Committee of the Regions)に対して、電子商取引におけるヨーロッパのイニシアティブに関する文書(a Communication on a European Initiative in Electronic Commerce)を提出した。
- (2) 1997年10月8日に、欧州協議会は、欧州議会及び評議会、経済社会委員会および地域委員会に対して、デジタル署名(digital signatures)及び暗号に係る欧州のフレームワーク策定に向けてと題する、電子通信(electronic communication)のセキュリティ及び信頼性の保証に関する書類を提出した。
- (3) 1997年12月1日に、評議会は、欧州協議会に対して、電子署名に係る欧州議会及び評議会指令のプロポーザルをできる限り早期に提出することを促した。
- (4) 電子取引(electronic communication and commerce)には、データの真正性を認証するための「電子署名」("electronic signatures")と関連サービスが必要である。電子署名の法的効力及び認証サービス・プロバイダの法的な資格認定に関する法規が加盟国内で調和がとれていないことは、電子取引の利用にあたって重大な障壁になるだろう。他方、電子署名の利用環境に関して明確な域内フレームワークを策定することは、新しい技術が信頼され、一般的に受容されることを強化するだろう。加盟国の国内法は、域内市場における財及びサービスの自由移動を妨げるものであるべきではない。
- (5) 電子署名製品の相互運用は、促進されるべきである。条約(the Treaty)第14条に従って、域内市場は、財の自由移動が保証された、国境がない一つの市場とみなされる。電子署名製品に特有の重要な要件は、域内市場における財の自由移動の保証という原則に適合的でなければならない。また、電子署名の信頼性を確立するものでなければならない。ただし、二重用途財(dual-use goods)の輸出管理に関する共同体制度(Community regime)制定に係る1994年12月19日の評議会規則(EC)No 3381/94及び二重用途財の輸出制限に関して欧州議会が採択した協調行動(joint action)に係る1994年12月19日の評議会決定94/942/CESPを妨げるものであってはならない。
- (6) 本指令は、情報の秘匿性に関わるサービスが公序良俗あるいは公安にかかる国内法規と抵触する場合には、これと調和しない。
- (7) 域内市場は人々の自由移動を保証している。その結果として、EU域内の市民と住民は、自分が域内に居住しているということ以上の認証を居住国以外の加盟国の機関から要請されており、それを処理する必要がある。電子取引の利用は、この観点からもきわめて便利であろう。
- (8) 技術が急速に進歩しており、インターネットが世界的に普及しているため、データを電子的に認証できるような技術及びサービスの多様性を認めるような開かれたアプローチを必要としている。
- (9) 電子署名は、きわめて多様な環境で、多様なアプリケーションを備えて利用されるだろう。結果として電子署名製品又は電子署名を利用する新たな製品及びサービスの範囲が広まるため、かかる製品及びサービスの定義は、電子証明書の発行及び管理のみならず、電子署名に関する登録サービス、タイムスタンプ・サービス、ディレクトリ・サービス、計算又は相談等、電子署名を利用する、又はこれに付随する他の製品及びサービスを含めるべきである。
- (10) 域内市場は、国境に関わらず、認証機関が国際競争力を高めるために国境を越えた活動を展開し、もって顧客や企業に対して安全な方法で情報交換又は取引を行うことを可能にするオープン・ネット

トワーク上の認証サービスを共同体全体で提供することを促進するために、認証機関は事前許可なく認証サービスを自由に提供できるようしなければならない。なお、事前許可とは、当該認証機関が認証サービスの提供を許可される前に国家機関による決定を得なければならないとする許認可だけでなく、同様の効果を持つその他すべての許可を意味する。

- (11) サービス供給のレベルを高めることを目的とする任意的な資格認定制度は、認証機関に対して、発展する市場が要求するレベルの信頼性、セキュリティ及び品質を保証したサービス提供を促すような適切なフレームワークとして機能しうるものである。かかる制度は、認証機関に最善の実務を発展させるよう促すものであり、当該制度の遵守及びこれによる利益の享受は、認証機関の自由裁量に委ねるものでなければならない。
- (12) 認証サービスは、国内法に従って設立される場合は、公共団体又は法人もしくは自然人が提供することができる。加盟国は、認証機関が任意的な資格認定制度の枠外で運営を行うことを禁止すべきではなく、かかる制度が認証サービスの競争を阻害しないことを保証しなければならない。
- (13) 加盟国は、本指令に記載されている要件の遵守を監督する方法を決定することができる。本指令は、民間セクターによる監督制度を排除するものではなく、また、認証機関に対して何らかの認定制度にもとづく監督を受けるよう義務づけるものではない。
- (14) 消費者と企業のニーズとのバランスをとることが重要である。
- (15) 補論Ⅲは、高水準電子署名の機能を保証するための安全な署名作成機器が充たすべき要件をカバーしている。しかし、かかる装置を作動するシステム環境全体が充たすべき要件についてはカバーしていない。域内市場が機能するためには、補論Ⅲの要件を充たす安全な署名作成機器の適合性評価を行う責任を有する団体を指定できるよう、協議会及び加盟国が迅速に行動しなければならない。かかる適合性の評価は、市場のニーズに適合するために、迅速かつ効率的になされなければならない。
- (16) 本指令は、欧州共同体における電子署名の利用及び法的認定の促進に貢献することを目的とするものである。規制のフレームワークは、私法に準じて行われる、特定の参加者間の任意的な合意に基づくシステムでのみ使用される電子署名には必要ではない。電子署名付きのデータを承認する条件及び基準を当事者間で合意する自由は、合法的である限り尊重されるべきであり、かかるシステムで利用される電子署名についても法的効果及び訴訟における証拠力が認められるべきである。
- (17) 本指令は、署名に係る契約法（特に契約の形式及び履行又はその他署名に係る非契約的性質）に関する国内規制を調和させようとするものではない。したがって、電子署名の法的効力にかかる規定は、契約締結に関して国内法が求める形式、又は締結締結場所を決定する規則に関する国内法の規定を侵害するものではない。
- (18) 署名作成データの保管及び複製は、電子署名の合法性を脅かす虞がある。
- (19) 電子署名は、公共調達、税務、社会保障、保険及び裁判等の分野で、国内あるいは共同体の公的機関との間、及びかかる公的機関と市民や事業者との間の通信で、使われるだろう。
- (20) 電子署名の法的効力について調和のとれた規準を定めることは、共同体における一貫性のある法的フレームワーク整備に貢献する。国内法では、手書き署名の合法性を認めるために異なる要件が規定されている。電子証明書は電子署名をする人物の身元保証・本人確認に利用することができ、

高品質証明書に基づく高水準電子署名は、セキュリティ・レベルの高度化を企図するものである。高品質証明書に基づき、安全な署名作成機器によって作成される高水準電子署名は、手書き署名の要件が充たされる場合にのみ、手書き署名と同等の法的価値を認められるだろう。

- (21) 電子認証が一般的に使われることを促進するため、電子署名は、全加盟国内で法的手続きにおける証拠として使われうることを保証する必要がある。電子署名の法的認定は客観的な基準に基づくべきであり、認証機関の認証自体に関連づけてなされるべきではない。電子文書及び電子署名が使用される際の法的環境は国内法の管轄下にある。本指令は、本指令の要件の適合性に関する規制を制定する裁判所の権限を侵害するものではない。また、証拠について要式主義をとらずに自由な司法判断を認める国内法のあり方に影響を及ぼすものではない。
- (22) 公衆に対して認証サービスを提供する認証機関は、責任に関する国内法規に従う。
- (23) 電子商取引の国際的な発展に伴い、クロスボーダー取引に関して第三国とともに取り決めを行う必要性が生じている。グローバルなレベルで相互運用性を確保するために、認証サービスの国際相互認定に関する多国間ルールについて第三国と合意することは有益である。
- (24) 電子取引に対する利用者の信頼を高めるために、認証機関はデータ保護法を遵守し、個人のプライバシーを保護しなければならない。
- (25) 電子証明書における仮名の使用に関する規定は、加盟国が共同体法規又は国内法に従い利用者の本人確認を求めることが妨げるものではない。
- (26) 本指令の履行のために必要な方策 (measures) は、欧州協議会で協議された実施権限の手続きを規定した 1999 年 6 月 28 日付欧州評議会決定 1999/418/EC に従って採択される。
- (27) 本指令の実施から 2 年後に、欧州協議会は、技術進歩又は法的環境の変化によって本指令に書かれた目的を達成するための障害ができていないかを確かめるために、(inter alia) 本指令のレビューを行う。そこでは、関連する技術分野の含意を評価し、この点についてヨーロッパ議会と評議会に報告書を提出すべきである。
- (28) 条約 (Treaty) 第 5 条におかれた補助及び均整 (subsidiarity and proportionality) の原則に従って、電子署名及びその関連サービスの提供にかかる規定に関して調和した法的フレームワークを作るという目的は、加盟国によっては十分に達成されないが、欧州共同体によってよりうまく達成しうる。本指令は、かかる目的を達成するために必要な限度を超えるものではない。

第 1 条 Scope:範囲

本指令は、電子署名の利用を促進し、電子署名の法的認知に寄与することを目的とする。本指令は、域内市場の適切な機能を確保するために、電子署名及び一定の認証サービスの法的フレームワークを整備するものである。

本指令は、契約成立及び有効性あるいはその他の法的義務に関して、国内法又は欧州協議会の法規の定める形式にかかる要件にかかる側面をカバーするものではない。また、国内法又は欧州共同体の法規に含まれる規則や文書管理に係る制限に影響するものではない。

第2条 Definition: 定義

1. 「電子署名 : electronic signature」とは、電子データに添付され、または論理的関連を有する、認証手段として使われる電子的形態のデータを意味する。
2. 「高水準電子署名 : advanced electronic signature」とは以下の4要件を充たすものを意味する。
 - (a) 署名者と一対一対応している（ユニークである）。
 - (b) 署名者の同一性を確認することができる。
 - (c) 署名者が同人のみの管理下におかれた方法を使って作成される。
 - (d) データの事後的改竄を検出することができるような形で当該データに関係づけられている。
3. 「署名者 : signatory」は、署名作成機器を有し、自分自身又は他人、あるいは法人ないし彼が代表する団体の代理人として行動する自然人をいう。
4. 「署名作成データ : signature-creation data」とは、署名者が電子署名を作成するために使用する、符号又は秘密鍵のようなユニークなデータをいう。
5. 「署名作成機器 : signature-creation device」とは、署名作成データを実行するために設定されるソフトウェアまたはハードウェアをいう。
6. 「安全な署名作成機器 : secure-signature-creation device」とは、補論Ⅱの要件を充たす署名作成機器を意味する。
7. 「署名照合データ : signature-verification data」とは、電子署名を確認するために使用される、符号か秘密鍵のようなデータをいう。
8. 「署名照合機器 : signature-verification device」とは、署名照合データを実行するために設定されたソフトウェアまたはハードウェアをいう。
9. 「認証 : certification」とは、署名照合データのある特定の人物に関連づけ、当該者の同一性確認を行う電子的な証明をいう。
10. 「高品質証明書 : qualified certificate」とは、補論Ⅱの要件を満たし、補論Ⅲの要件を充たす認証機関によって提供される証明書を意味する。
11. 「認証機関」とは、電子証明書を発行し、又は電子署名に関する他のサービスを提供する、組織又は法人もしくは自然人を意味する。
12. 「電子署名製品 : electronic-signature product」とは、認証機関が電子署名サービスの提供に使用することを目的とするか、又は、電子署名の作成ないし照合のために使用することを目的としたハードウェア又はソフトウェアあるいはそれに関連した技術的コンポーネントを意味する。
13. 「任意的な資格認定制度 : voluntary accreditation」とは、認証サービスの供給に特有の権利と義務を規定する許認可制度をいう。許認可決定を得るまでは認証機関が許認可事項にかかる権利を実行する資格を得られないことを定めるような権利義務規定であり、認証機関の申請に基づいて行われる、その完全性の責任を負う公的セクター又は民間セクターあるいはそのための監督機関が行う許認可すべてを意味する。

第3条 Market Access: 市場アクセス

1. 加盟国は、認証サービスの提供に関して、事前許認可を必要とする規定を設けてはならない。

2. 第1項に反しない限り、加盟国は、認証サービス提供の信用補完を目的として、任意的な資格認定制度を導入し、運営することができる。かかる制度に関する要件はすべて、客観的で、透明で、均整が取れており、非差別的でなければならない。加盟国は、本指令の目的にそぐわないという理由で認可認証機関の数を制限してはならない。
3. 各加盟国は、自国内に設立され公衆に対して高品質証明書を発行する認証機関の監督を行うことができるよう、適切なシステムを整備しなければならない。
4. 補論IIIの要件を充たす安全な署名作成機器の基準との整合性は、加盟国が指定する適切な公的又は私的な主体によって決定される。欧州協議会は、第9条に定められている手続きに従って、指定機関が適切かどうかを加盟国が判断するための基準を確立しなければならない。
当該主体による補論IIIの要件との整合性の決定は、全加盟国によって承認されなければならない。
5. 欧州協議会は、第9条の手続きに従って、電子署名製品の一般に認められた技術標準 *generally recognised standard* の参照番号を確立し、the Official Journal of the European Communities に公表しなければならない。加盟国は、電子署名製品がかかる技術標準を充たしている場合には、補論IIの(f) 及び補論IIIの要件を充足しているとみなさなければならない。
6. 加盟国と欧州協議会は、補論IVに掲げた高安全署名照合の要件及び消費者の利益を鑑みて、署名照合機器の発展と利用を促進するために協調して行動しなければならない。
7. 加盟国は必要な要件を付して、公的セクターにおいて電子署名を利用することができる。当該要件は、客観的で、透明で、均整がとれており、非差別的でなければならない。かつ、導入分野に関連する特定の性質にのみ関連するものでなければならない。当該条件は、クロスボーダー・サービスの障害になつてはならない。

第4条 Internal market principles: 域内市場原則

1. 加盟国は、本指令に従って整備する国内規定を、自国において設立された認証機関及び認証機関の提供するサービスに対して適用なければならない。加盟国は、本指令の対象とする分野における他の加盟国に基づく認証サービスの提供を制限してはならない。
2. 加盟国は、本指令に則って製造され、共同体内市場において自由に流通することを認められた電子署名製品の自由流通を保証しなければならない。

第5条 Legal effects of electronic signatures: 電子署名の法的効果

1. 加盟国は、高品質証明書が添付され、安全な署名作成機器によって作成された高水準電子署名が、下記の法的効力をもつことを保証しなければならない。
 - (a) 紙面上の手書き署名と同様に、署名としての法的要件を充足すること
 - (b) 法的訴訟における証拠として認められること
2. 加盟国は、訴訟手続きにおいて、電子署名の法的効力及び証拠力が、下記のいずれかの理由だけでは否定されないことを保証しなければならない。
 - 電子署名が電子的形態であること
 - 高品質証明書が添付されていないこと